

【記載における留意事項等】

1 「申請者欄」について

申請者が法人の場合は、法人の代表者（経営を継承した後継者）の氏名、性別、住所、生年月日、経営継承時点の年齢、連絡先に加え、法人名（登記や定款で定めた正式名称）、13 ケタの法人番号を記載してください。

2 「経営概要」の欄について

申請時点における経営概要を記載してください。

ア 「営農類型」欄は、現状における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択してください。

イ 「経営面積・飼養頭羽数」欄は、作目名、借地を含む経営している面積、品種名（品種ごとの面積、頭羽数は記載不要）を記載してください。

ウ 「常時雇用者数」欄は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）の人数を記載してください。

エ 「臨時雇用者数」欄は、（臨時雇用者の現状における年間総労働時間の合計÷8時間）÷延べ225人・日により算出（小数点第2位を四捨五入）して記載してください。

（注）「臨時雇用者」とは、日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人であり、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない未詳の受け入れ労働）を含みます。このほか、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含みます（ただし、農作業を委託した場合の労働は含みません）。

オ 「女性が部門責任者である」欄は、組織図、区分経理などで客観的に確認できる部門の責任者に女性がいる場合にチェックを入れてください。

カ 「農業所得」欄は、原則として、経営継承した時点における農畜産物の精算及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を記載してください。ただし、災害等の特別の事業により大幅に所得が減少している場合は、被災等のあった事業年度の前年度の所得を記載してください。

キ 「環境配慮」の欄は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが書類等で確認できる場合にチェックを入れてください。

3 「経営継承の概要」欄について

ア 「経営継承年月日」欄は、個人事業主の場合は開業等届出書の開業・廃業等日欄に記載した年月日、法人の場合は代表者に関する変更登記をした年月日を記載してください。

イ 継承した資産等の概要の「備考」欄は、資産区分ごとの主な資産の継承方法を具体的に記載してください。

例）父親が所有する農地〇haについて民間融資を受けて購入した。

4 「経営発展の取組」欄について

- ア 「具体的な取組内容」欄は、研修内容、活用する専門家、取得する機械などが具体的に判るように記載してください。
- イ 「経費内訳」欄は、見積書などを参考にして単価、個数・回数等を具体的に記載してください。
- ウ 「補助対象経費合計」欄は、課税事業者の場合は消費税抜きの金額を記載してください。

5 「成果目標の設定」欄について

(1) のア又はイのいずれか1項目、(2) のア又はイのいずれか1項目を選択して記載してください。

- ア 付加価値額は、事業活動により生み出された価値を表すものであり、農業収入から農業生産に投入された肥料、飼料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。具体的な計算方法は、収入総額（雑収入のうち補助金収入は含み、農業外収入は含みません。）から費用総額を差し引き、人件費（費用総額に含まれるものに限ります。）を加算して算出してください。
- イ 就業者1人当たりの付加価値額は、アの付加価値額を就業者数（役員数、常時雇用者数、臨時雇用者数の合計）で除して算出してください。
- ウ 常時雇用者数は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む）の人数を記載してください。なお、雇用関係が雇用契約書等で雇用した年月日、雇用期間が確認できる必要があります。

6 「地域貢献に関する特徴的な取組」欄について

地域貢献に関する特徴的な取組は、5の(2)以外の取組であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記載してください。

- 例) ・地域の耕作放棄地〇haを引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。
- ・地域の農地の〇割を占める〇haの農地の耕作を維持し、地域農業の維持に貢献する。
 - ・地域の農業者〇名に対する作業(〇〇、〇〇)受託を通じ、地域農業の強化に貢献する。
 - ・地域の農業者〇名に対し、〇〇についての販路提供(技術提供・支援)を通じ、地域農業の強化に貢献する。
 - ・新規就農者〇名の受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献する。
 - ・インターンシップの希望者〇名を受け入れ、人材の確保に貢献する。
 - ・観光農園の取組を通じて年間〇名の来園者を確保し、地域の活性化に貢献する。
 - ・農泊の取組を通じて年間〇名の宿泊客を確保し、地域の活性化に貢献する。

7 申請者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第69号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいいます。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況を確認する書類を添付してください。